

平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 ノーリツ鋼機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 C E O 西本 博嗣  
(コード : 7744 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 C F O 山元 雄太  
(TEL. 03-3505-5053)

会 社 名 合同会社 Launchpad12  
代表者名 職務執行者 深見 雄太  
問合せ先 NK リレーションズ株式会社  
取締役 山元 雄太  
(TEL. 03-3505-0579)

**孫会社による、株式会社ジーンテクノサイエンスが実施する第三者割当増資の引受け  
及び株式会社ジーンテクノサイエンス株券等（証券コード 4584）に対する公開買付けの開始予定  
並びにそれらに伴う資本業務提携契約の締結に関するお知らせ**

当社の完全子会社である NK リレーションズ株式会社が議決権の 100%を保有する合同会社 Launchpad12 は、平成 28 年 3 月 28 日、株式会社ジーンテクノサイエンスが実施する第三者割当増資の引受け及び株式会社ジーンテクノサイエンスの株券等の公開買付けによる取得並びにそれらに伴う株式会社ジーンテクノサイエンスとの資本業務提携契約の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、合同会社 Launchpad12（公開買付者）がノーリツ鋼機株式会社（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

平成 28 年 3 月 28 日付「株式会社ジーンテクノサイエンスが実施する第三者割当増資の引受け及び株式会社ジーンテクノサイエンス株券等（証券コード 4584）に対する公開買付けの開始予定並びにそれらに伴う資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」

平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 合同会社 Launchpad12  
代表者名 職務執行者 深見 雄太  
問合せ先 NK リレーションズ株式会社  
取締役 山元 雄太  
(TEL. 03-3505-0579)

**株式会社ジーンテクノサイエンスが実施する第三者割当増資の引受け  
及び株式会社ジーンテクノサイエンス株券等（証券コード 4584）に対する公開買付けの開始予定  
並びにそれらに伴う資本業務提携契約の締結に関するお知らせ**

合同会社 Launchpad12（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 3 月 28 日、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下「対象者」といいます。）の実施する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）の引受け及び対象者の株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）による取得並びにそれらに伴う NK リレーションズ株式会社（以下「NKR」といいます。）及び対象者との資本業務提携契約の締結を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

今後、当社は、本取引を実施することにより、対象者の議決権の過半数の取得を目指してまいります。また、本公開買付けの実施につきましては、公開買付者が本第三者割当増資を引き受けていること、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ撤回されていないこと等の一定の条件が充足されていることを条件といたします。対象者は、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者（「本新株予約権」及び「本新株予約権付社債」の定義については、後記「Ⅱ. 本公開買付けについて」「2. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格」をご参照ください。）の皆様のご判断に委ねるとのことは取締役会において決議しております。対象者の意見の詳細は、対象者が開示をした平成 28 年 3 月 28 日付「合同会社 Launchpad12 による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

Ⅰ. 本取引及び資本業務提携について

1. 本取引の概要

当社は、ノーリツ鋼機株式会社（以下「ノーリツ鋼機」といいます。）がその議決権の 100%を所有する完全子会社である NKR が、対象者の株券等の取得を目的として平成 28 年 3 月 15 日に設立した買収目的会社です。

ノーリツ鋼機、NKR 及び当社は、下記「2. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、平成 28 年 3 月 28 日開催のノーリツ鋼機及び NKR の取締役会にて、対象者に対する成長資金の供給及び対象者の議決権の過半数の取得を通じた資本業務提携を目的として、当社が、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）816,327 株（所有割合（注）18.09%）の第三者割当増資を引き受けること並びに対象者株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債を対象とした公開買付けを実施することを決定いたしました。これに伴い、NKR 及び当社は、対象者との間で平成 28 年 3 月 28 日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当増資の払込日は平成 28 年 4 月 13 日であり、当社は同日付で対象者株式 816,327 株（所有割合 18.09%）の割当を受ける予定です。本資本業務提携契約の概要については、後記「3. 業務提携の内容等」の「(1) 業務提携の内容」をご参照ください。

本公開買付けは、本第三者割当増資に加え、対象者の議決権の過半数の取得を目的として行われるものです。当社は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針ではありますが、応募を希望する全ての株主の

皆様に株式売却の機会を提供する観点から、買付予定数の上限及び下限は設定しておりません。

また、当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主であるウィズ・ヘルスケア PE 1号投資事業有限責任組合（以下「ウィズ・ヘルスケア」といいます。）との間で、平成 28 年 3 月 28 日付で、ウィズ・ヘルスケアが所有する対象者株式の全部（対象者株式 191,942 株並びに第 2 回新株予約権（56 個、目的となる株式数 593,208 株）及び本新株予約権付社債に係る新株予約権（14 個、目的となる株式数 185,381 株）を行使することにより取得する予定の対象者株式の合計 970,531 株（所有割合 21.51%）を応募する旨の公開買付け応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約の概要については、後記「Ⅱ. 本公開買付けについて」の「1. 買付け等の目的等」「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 2 月 10 日に提出した第 16 期第 3 四半期報告書（以下「対象者第 16 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 27 年 12 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数（2,885,442 株）に、本第三者割当増資により平成 28 年 4 月 13 日に発行される予定の 816,327 株を加算し、かつ、本日時点で行使可能な第 1 回新株予約権（320 個、目的となる株式数 32,000 株）及び第 2 回新株予約権（56 個、目的となる株式数 593,208 株）並びに本新株予約権付社債に係る新株予約権（14 個、目的となる株式数 185,381 株）の全てが各発行要項に従って行使又は転換された場合に発行される対象者株式の数の合計（810,589 株）を加えた株式数（4,512,358 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、所有割合の計算において同様に計算しております。）をいいます。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、ノーリツ鋼機の連結子会社となることが、対象者の事業化モデルの強みを最大限活かすこととなり、また対象者の経営基盤の長期的な安定感が増すこととなると判断したこと等を理由として、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねるとのことであり、詳細については、後記「Ⅱ. 本公開買付けについて」の「1. 買付け等の目的等」「(4) 対象者における本公開買付けの公正性等を担保するための措置」「③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## 2. 資本業務提携の理由

### (1) 資本業務提携の目的及び背景

ノーリツ鋼機は、創業者・西本貫一が昭和 18 年 4 月に創業した個人経営の写真館を前身とし、「写真印画紙自動水洗器」の開発を機に昭和 31 年 6 月に設立され、写真処理機器の製造・販売を行ってまいりました。そして、平成 8 年 2 月に株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場、平成 9 年 9 月に株式会社大阪証券取引所市場第一部に指定、平成 9 年 11 月に株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しました。その後、ノーリツ鋼機は、写真処理機器事業に依存した事業構造からの転換を果たすことを目的に、平成 21 年 4 月 20 日、ノーリツ鋼機の従来のコア事業である写真処理機器事業との直接的な関連性にとらわれることなく、より大局的な視点から、将来性・安定性のある事業の M&A 及び新規事業展開を積極的に行うという役割を担う完全子会社として NKR を設立し、M&A 及び新規事業展開を中心として事業転換を図ってまいりました。

このような事業構造の転換を行う中で、ノーリツ鋼機及びその連結子会社 29 社（平成 28 年 3 月 25 日時点）で構成されるノーリツ鋼機グループは、戦略的領域として位置づけている医療領域において、レセプト（医療機関・調剤薬局における診療報酬請求明細書のこと。）データの分析・活用事業及び遠隔画像診断事業などの医療情報分野の M&A や、ノーリツ鋼機の完全子会社である株式会社日本再生医療（以下「JRM」といいます。）による再生医療等製品の実用化事業、バイオマーカー検査（疾病の存在や進行度をその濃度に反映し、血液中に測定されるタンパク質等の物質の検査であり、疾病の早期診断や予防の補助になる検査のこと。）を中心とした予防医療事業などの新規事業の立ち上げを平成 21 年頃から行ってまいりました。また、ノーリツ鋼機は、平成 23 年 1 月 19 日開催の臨時株主総会の決議により、新設分割計画書に基づき、創業の事業である写真処理機器事業を承継する NK ワークス株式会社を設立し、ノーリツ鋼機は平成 23 年 2 月 1 日をもって持株会社へと移行しました。さらに、ノーリツ鋼機は、平成 28 年 2 月に創業の事業を営む NK ワークス株式会社を譲渡するなど、成長性の高い領域にリソースを再配分するためのグループ再編を実施しております。

このように、事業転換を目指すノーリツ鋼機グループにとって、新規事業投資は、短期的な投資による売却益（キャピタルゲイン）を目的にしたものではなく、ノーリツ鋼機グループの重要な事業として長期的な発展を目指すものです。そして、ノーリツ鋼機グループは、医療領域の事業を強化していくために、バイオテクノロジー分野における高度な知識と幅広い経験をもった人材や実績ある企業を取り込んでいくことを平成 27 年頃から検討しておりました。

一方、対象者は、北海道大学遺伝子病制御研究所における免疫関連タンパク質の研究の成果を診断薬や治療薬として開発すること及び医薬品開発における受託サービス業務を行うことを目的として、平成 13 年 3 月に設立されました。対象者は、ハイリスクハイリターンビジネスになりがちなバイオ医薬品市場において、大学発のベンチャーとして高度な専門性を背景とした開発研究を強みとし、相対的に短期で開発が可能であり上市の可能性が高いバイオ後続品（既に販売承認を与えられているバイオテクノロジー応用医薬品と同等/同質の医薬品のことで、「バイオシミラー」ともいいます。）の開発に重点を置き、安定的な事業基盤の構築を目指して事業運営を行っております。その結果、対象者は、平成 24 年 11 月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場し、上場時以降に約 27 億円の開発投資を行い、平成 25 年 5 月に 1 品目の上市に成功し、現在も重点パイプライン（開発品のリストのこと。）として 4 品目の開発を進めています。この数年、バイオ後続品市場は、相対的な開発リスクの低さ及び市場の拡大予想等が相まって、新規参入を試みる企業もあり、競争環境は次第に激しくなっております。しかしながら、バイオ後続品の開発には幅広い経験と深い知識が要求されるため、一筋縄で進まないのが実情であり、フィルグラスチム（がん化学療法による好中球減少症や再生不良性貧血に伴う好中球減少症に用いられる医薬品のこと。）で日本のバイオシミラー・ガイドラインのもとで国内初のバイオ後続品の上市を行った対象者のように、開発の初期段階から上市に至るまでの実績を有している企業は多くはありません。かかる状況の中で、対象者は、バイオ新薬の基礎研究やバイオ後続品の産生細胞（目的のタンパク質や抗体を大量に効率よく作り出す能力を持った（あるいは遺伝子工学によってそのような能力を持たせた）細胞のこと。）の見極め、開発及び製造ラインの設計などにおいて、卓越した創薬力を有するとともに、富士製薬工業株式会社等の販売力のある製薬会社との共同開発により、革新性と安定性を両立させたビジネスモデルを構築しています。したがって、対象者においては、今後数年間は研究開発への投資が収益を上回る状況が続くと想定されるものの、当面の資金に目途が付き、着実にパイプラインの創出が進めば、継続的な開発投資に必要な資金を上回る収益力を得ることができ、中期的にはバイオ新薬の創製、海外への展開などに積極的に打って出ることが可能になると理解しております。また、対象者は、長期的には、その高い技術力によって、バイオ医薬品のみならず、遺伝子診断、再生医療等のバイオテクノロジーを活用した新規領域においても、卓越した成果を発揮することができるものと大きく期待しております。もっとも、対象者は、バイオシミラー事業においてはパイプラインの拡充及びバイオシミラーの開発に向けた安定的な資金を必要としており、またバイオ新薬事業及び新規のバイオ事業のシーズ（現時点では基礎研究の段階にあるが、今後事業化する可能性のある技術や製品候補のこと。）においても安定的な資金に加え、人材・ネットワーク力の拡充が重要な鍵となっている状況にあります。

そのような状況において、対象者は、平成 27 年末頃、バイオ事業のシーズに対する技術評価及び協業の可能性を検討しており、そのうちのひとつとして、ノーリツ鋼機の完全子会社である JRM に対し協業の可能性について打診がありました。対象者のかかる打診に関して、ノーリツ鋼機は、バイオ事業を含めた医療事業に対する両社の将来展望が同方向にあることから、医療領域を強化していくために、対象者に対して、平成 28 年 1 月中旬、出資を含む協業の可能性について打診しました。そこで、ノーリツ鋼機、NKR 及び対象者は、事業シナジーについての協議・検討を開始しました。ノーリツ鋼機グループとしては、戦略的領域である医療領域の中で、バイオテクノロジーに卓越した実績及び強みを有する対象者との協業が長期的な成長基盤となると考えており、また、対象者においても、ノーリツ鋼機グループの保有する医療領域における人材・ネットワーク力、M&A 及び M&A 後の事業運営に係るマネジメント力、再生医療事業や医療情報事業の既存事業におけるノウハウ及び安定的な資金力を活用することが対象者の事業に資すると判断するに至り、両者それぞれの強みを活かしたシナジーの創出を目指すことを合意いたしました。

また、ノーリツ鋼機及び NKR は、上記のシナジーを発揮することを目的として、対象者の筆頭株主であるウィズ・ヘルスケアと平成 28 年 2 月中旬より、ノーリツ鋼機グループによる対象者株式の取得に係る交渉を開始し、対象者において資金需要が生じる時期についての検討の結果、NKR が設立した買収目的会社である公

公開買付者が、平成28年3月28日付でウィズ・ヘルスケアとの間で本応募契約を締結した上で、同日、本第三者割当増資及び本公開買付けを実施することを決定いたしました。さらに、ノーリツ鋼機及びNKRとしては、将来的には、対象者がノーリツ鋼機グループと共同して基礎技術や原薬（薬効成分の原料のこと。）の製造機能をはじめとしたバイオ関連事業への投資を行い、日本発のバイオ関連事業グループとして、ノーリツ鋼機グループの一員として発展していくことを目指していきたくと考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、次の成長に向けた新規バイオ事業のシーズを鋭意探索、検討していたところ、平成27年末頃、ノーリツ鋼機の完全子会社であるJRMが保有する再生医療を始めとするバイオ事業シーズについて技術的な評価及び協業の可能性を検討する機会があり、その際、バイオ事業を含めた医療事業に対する両社の将来展望が同方向にあることを確信したとのことです。そして、対象者は、対象者のバイオシミラー事業をはじめとするバイオ医薬品事業において培ってきた研究開発における広範な知見及び高度なノウハウ並びに高品質なバイオ医薬品を安定的により廉価に製造するノウハウと、ノーリツ鋼機グループの保有する医療領域における人材・ネットワーク力、M&A及びM&A後の事業運営に係るマネジメント力、再生医療や医療データ等を事業領域とする医療子会社、並びに安定的な資金力は、両者の強みを長期的に補完し合うものであると考えたとのことです。また、対象者は様々な製薬企業との協業を通して一つのバイオ製品を事業化していく事業モデルであるため、特定の製薬企業の連結子会社となることは、対象者の事業化モデルの構築・発展を阻害するおそれがあり、この観点からは、むしろノーリツ鋼機グループのような、これまで異業種に取り組んできた企業グループの一員として、特定の製薬企業色を出さずにこれまでの事業展開スタイルを貫くことが、対象者の事業化モデルの強みを最大限に活かす、将来的にも新規バイオ事業を更に成長させるものと考えたとのことです。さらに、対象者は、今後様々な企業との協業を進めていく上では、対象者自身が上場企業として知名度や信用の向上に努めて優秀な人材の獲得を進めていくだけでなく、既に上場企業としての社会的及び資金的な信用を有し、成長性の高い領域にリソースを再配分するに際して医療領域を戦略的領域として位置づけているノーリツ鋼機の連結子会社となることにより、対象者の経営基盤の長期的な安定感が増すと考えたとのことです。

ノーリツ鋼機グループ及び対象者は、相互の強みを総括し、バイオテクノロジーを応用して創造された日本発のバイオ製品を継続的に事業化し、世界の人々の健やかな心身への貢献を目指すという画期的な試みに挑戦したいと考えております。

以上の経緯及び両者における検討の結果、ノーリツ鋼機グループ及び対象者は、本第三者割当増資及び本公開買付けを通じて資本関係を構築することにより、ノーリツ鋼機グループと対象者の協力関係を一層強化することが両者の企業価値及び株主価値の最大化に繋がるとの考えで一致したことから、公開買付者、NKR及び対象者は、平成28年3月28日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。

## （2）資本業務提携後の経営方針

当社、NKR及び対象者は、本資本業務提携契約に基づき、本公開買付け後の対象者の経営体制について、対象者の現在の経営体制を尊重することを基本としつつ、ノーリツ鋼機又はNKRから対象者に対し、ノーリツ鋼機グループ及び対象者と関連性のない社外取締役を除く取締役のうち半数を派遣する予定です。なお、本日現在の対象者の取締役のうちウィズ・ヘルスケアから派遣されている飯野智氏及び藤澤朋行氏は、本公開買付けが成立した場合には、ウィズ・ヘルスケアが対象者の筆頭株主でなくなることに伴い直ちに退任する予定です。

さらに、ノーリツ鋼機グループは、対象者との間でノーリツ鋼機グループの事業領域である再生医療等製品の実用化やバイオマーカー検査を中心とした予防医療などにおける共同研究・開発の実施、及び、対象者の事業領域であるバイオシミラーやバイオ新薬の基礎技術や原薬製造機能をはじめとしたバイオ関連事業への新規投資などを行い、日本発のバイオ関連事業グループとしてともに発展していくことを目指していきます。

## 3. 業務提携の内容等

### （1）業務提携の内容

公開買付者、NKR及び対象者は、平成28年3月28日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

#### イ 業務提携の内容

NKR と対象者は、以下の内容の業務提携を行うものとし、詳細は別途協議の上決定する。

- (a) 対象者のバイオ医薬品の事業化に向けた相互協力
- (b) NKR の子会社又は関連会社との資本業務提携
- (c) バイオ関連企業への出資などの検討における相互協力
- (d) バイオ技術（新規バイオ医薬品、再生医療、診断薬、遺伝子診断、機能性食品、ヘルスケアサービス等を含むがこれらに限らない。）を応用した事業シーズの探索及び事業化に向けた相互協力
- (e) NKR の子会社又は関連会社が有する医療情報データベース及びビッグデータ解析力のバイオ医薬品の事業化に向けた活用
- (f) (a)～(e)を国内外にて実現するための対象者及び NKR の子会社又は関連会社との人材交流及び事業ネットワークの相互活用

ロ 対象者は、第三者割当の方法により、以下の内容で公開買付者に対象者株式を割り当て、公開買付者はこれを引き受ける。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：816,327 株

払込金額：募集株式 1 株につき 2,450 円

払込金額の総額：2,000,001,150 円

払込期間：平成 28 年 4 月 13 日

割当方法：第三者割当の方法により、公開買付者に全てを割り当てる。

ハ 対象者は、公開買付者が本公開買付けを開始する旨を公表した場合、(a)かかる公表日と同日に、取締役会決議により、本公開買付けに賛同する旨を決定し、その内容を公表するものとし、また、(b)公開買付けの開始日において公開買付者により本公開買付けに係る公開買付届出書が提出された場合、同日に、法令等に従い本公開買付けに賛同する旨を内容とする意見表明報告書を提出し、(c)本公開買付けが終了するまで本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。但し、本公開買付けが終了するまでの間に、対象者が、本資本業務提携契約に定める条件より対象者にとって有利であることが明白な条件で第三者から出資、公開買付けを含む資本業務提携の申し出を受けた場合において、当該申し出を拒むことが対象者の取締役の善管注意義務に違反するときは、この限りでない。

ニ 対象者は、本公開買付けの終了時までの間、本第三者割当増資及び本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある行為に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議等（但し、相手方の提案を理解するために必要最小限の接触及び協議を除く。）を行わない。但し、本公開買付けが終了するまでの間に、対象者が、本資本業務提携契約に定める条件より対象者にとって有利であることが明白な条件で第三者から出資、公開買付け等を含む資本業務提携の申し出を受けた場合において、当該申し出を拒むことが対象者の取締役の善管注意義務に違反するときは、この限りでない。

ホ 対象者は、平成 28 年 6 月に開催予定の対象者の定時株主総会終結時までの間、善良な管理者の注意をもって、対象者が本資本業務提携契約の締結以前に行っていたものと実質的に同一かつ通常の方法によりその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その事業、業務、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー又は将来の収益計画若しくはその見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある行為を行わない。

ヘ 対象者は、ウィズ・ヘルスケアが、公開買付者及び対象者に対して書面による同意をしている場合には、対象者の取締役会決議により、公開買付者が本第三者割当増資により取得した対象者株式並びにウィズ・ヘルスケアが、その保有する第 2 回新株予約権及び本新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することにより取得し、本公開買付けに応募することにより公開買付者が取得した対象者株式について、公開買付者を当該定時株主総会において議決権を行使することができる者として定める。

ト 公開買付者及び NKR は、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止事由に該当したときは、対象者の株式の上場が維持されるよう、株式の売出し、立会外分売等の対象者の上場廃止の回避のための方策について、対象者と誠実に協議し、かかる方策について公開買付者及び NKR と対象者の間で合意がなされた場合には、当該合意された方策を実行する。

チ 本公開買付けの結果、公開買付者の所有する対象者株式（潜在株式を含む。）の持分比率が 51%を超え

た場合、公開買付者が対象者株式の買増しを行うときは、予め対象者と協議する。持分比率が 51%を超えなかった場合において、公開買付者が持分比率の 51%を超えて株式を買い増すときも、同様とする。

リ 対象者は、(a)①定款及び取締役会規程の変更等、②合併等の組織再編、事業譲渡及び譲受、募集株式の引受け、合弁契約、資本提携その他の企業再編、③募集株式、募集新株予約権等の発行等（対象者の発行済株式総数（潜在株式を含む。）に対する公開買付者（ノーリツ鋼機の子会社及び関連会社を含む。）の所有する対象者株式（潜在株式を含む。）の持分比率が 51%を下回らず、第三者割当増資の場合は当該第三者が引受けによって取得する株式（潜在株式を含む。）の持分比率が 5%未満であり、かつ、発行価額その他これに類する価額が公正価額を上回っている場合を除く。）、④自己株式の取得等、⑤中期又は各年の事業計画及び予算の作成又は変更、⑥会計方針の変更、⑦その他株主総会の決議が必要とされる事項等を行う場合には NKR から事前の書面による承諾（但し、NKR はかかる承諾を不合理には留保しない。）を取得し、(b)①対象者に対する訴訟等の提起、申立又は終結、②重要な契約等の終了、③主要取引先との取引停止又はそのおそれ、④事業、業務、資産、負債、財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすおそれのある事項等が生じた場合には NKR に当該事項の発生後速やかに書面による報告を行う。

ヌ 対象者の取締役（社外取締役を除く。）の総数は偶数とし、NKR がその総数の半数の取締役を指名する権利を有する。また、原則として、対象者の平成 30 年 3 月期に係る定時株主総会の終結時以降であって、かつ、対象者がノーリツ鋼機の連結子会社でなくなったときは、NKR は対象者の発行済株式総数（潜在株式を含み、自己株式を除く。）に対する公開買付者が所有する対象者株式（潜在株式を含む。）の数の割合に応じた半数未満 1 名以上の数の取締役を指名する権利を有する。対象者は、対象者の社外取締役を招聘するときは、NKR と協議し合意の上、これを行う。

## (2) 新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額

対象者が本第三者割当増資により新たに発行する普通株式 816,327 株（増資後の発行済株式総数に対する割合 22.05%、議決権割合 22.05%、小数点以下第三位を四捨五入。）の全てを引き受けます。

なお、当社による対象者の本第三者割当増資の引受けの概要は以下のとおりです。本第三者割当増資の詳細につきましては、対象者が本日公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」ご参照ください。

- |           |                  |                 |
|-----------|------------------|-----------------|
| ① 引受株式数   | 普通株式 816,327 株   | （議決権の数 8,163 個） |
| ② 払込金額    | 1 株につき           | 2,450 円         |
| ③ 払込金額の総額 | 2,000,001,150 円  |                 |
| ④ 払込予定日   | 平成 28 年 4 月 13 日 |                 |

## 4. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ジーンテクノサイエンス	
(2) 所 在 地	札幌市中央区北二条西九丁目 1 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河南 雅成	
(4) 事 業 内 容	バイオ医薬品の研究開発	
(5) 資 本 金	2,037 百万円（平成 27 年 12 月 31 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	平成 13 年 3 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在)	ウィズ・ヘルスケア P E 1 号投資事業有限責任組合	8.81%
	日本証券金融株式会社	4.12%
	柿沼 佑一	4.00%
	ダイードリンコ株式会社	4.00%
	株式会社 S B I 証券	3.10%
	谷 雅史	2.00%
	松井証券株式会社	1.77%
	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	1.68%

	佐々木 真人	1.60%		
	長瀬産業株式会社	1.60%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
	純資産	888百万円	1,052百万円	270百万円
	総資産	922百万円	1,886百万円	1,146百万円
	1株当たり純資産	426.70円	441.61円	104.14円
	売上高	60百万円	301百万円	321百万円
	営業利益	△358百万円	△512百万円	△824百万円
	経常利益	△373百万円	△516百万円	△790百万円
	当期純利益	△377百万円	△519百万円	△792百万円
	1株当たり当期純利益	△238.20円	△240.15円	△331.86円
	1株当たり配当金	—円	—円	—円

## 5. 日程

(1) 取締役会決議日	平成28年3月28日
(2) 資本業務提携契約締結日	平成28年3月28日
(3) 第三者割当払込日	平成28年4月13日(予定)

## II. 本公開買付けについて

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 買付け等の目的

上記「I. 本取引及び資本業務提携について」の「2. 資本業務提携の理由」に記載のとおり、対象者に対する成長資金の供給及び対象者の議決権の過半数の取得を目的として、本取引を実施することを決定いたしました。ノーリツ鋼機グループは、対象者との間でノーリツ鋼機グループの事業領域である再生医療等製品の実用化やバイオマーカー検査を中心とした予防医療などにおける共同研究・開発の実施、及び、対象者の事業領域であるバイオシミラーやバイオ新薬の基礎技術や原薬製造機能をはじめとしたバイオ関連事業への新規投資などを行い、日本発のバイオ関連事業グループとしてともに発展していくことを目指していきます。

#### (2) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東証マザーズに上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、



本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程において規定する以下の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満（上場後 10 年間は 150 人未満）である場合において、1 年以内に 400 人以上（上場後 10 年間は 150 人以上）とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が 2,000 単位未満（上場後 10 年間は 1,000 単位未満）である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上（上場後 10 年間は 1,000 単位以上）とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満（上場後 10 年間は 2.5 億円未満）である場合において、1 年以内に 5 億円以上（上場後 10 年間は 2.5 億円以上）とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日まで株式会社に東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合の具体的な対応や諸条件について、現時点において決定している事項はありません。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、本公開買付けの結果、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者との間で対応を誠実に協議し、かかる方策について公開買付者及び NKR と対象者の間で合意がなされた場合には、当該合意された方策を実行いたします。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現在決定している事実はありません。

### （3）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者及びウィズ・ヘルスケアは、平成 28 年 3 月 28 日付で、ウィズ・ヘルスケアが、その保有する対象者株式（191,942 株）並びに第 2 回新株予約権（56 個、目的となる株式数 593,208 株）及び本新株予約権付社債に係る新株予約権（14 個、目的となる株式数 185,381 株）の全部を行使した後、その時点において所有する対象者株式の全部（合計 970,531 株）を本公開買付けの開始日から 18 営業日以内（平成 28 年 5 月 16 日まで）に応募し、かかる応募後、応募により成立する買付けに係る契約の解除を行わない旨の本応募契約を締結いたしました。本応募契約において、ウィズ・ヘルスケアによる応募についての前提条件は定められていません。

本応募契約において、ウィズ・ヘルスケアは、公開買付者により本公開買付けが開始され撤回されていないことを条件として、対象者の取締役会をして、平成 28 年 6 月開催予定の対象者の定時株主総会において、公開買付者の指定する取締役候補者及び監査役候補者を対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案その他事前に公開買付者が同意した議案を上程させるよう必要な行為を行うこと、また、本公開買付けが成立していることを条件として、かかる定時株主総会において、本公開買付けに応募した対象者株式に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の指示に従う旨を合意しています。また、本応募契約において、ウィズ・ヘルスケアは、本公開買付けの決済が行われることを条件に、かかる決済後直ちに飯野智氏及び藤澤朋行氏をして、対象者の取締役を辞任する旨の辞任届を提出させることに合意しております。

### （4）対象者における本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は、対象者の筆頭株主であるウィズ・ヘルスケアが当社との間で本応募契約を締結しており、ウィズ・ヘルスケアと少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける意思決定過程の公正性及び適正性を担保するために、本公開買付けに対する意見表明及び本資本業務提携契約の締結を議論するに当たって以下の措置を講じているとのことです。

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである山田 FAS 株式会社（以下「山田 FAS」といいます。）に対して、対象者株式の価値算定を依頼したとのことです。山田 FAS は、複数の算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者株式が東証マザーズに上場していることから市場株価法を、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の将来の事業活動を価値算定に反映するために、将来、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、対象者は山田 FAS から平成 28 年 3 月 25 日に対象者株式に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、山田 FAS から本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、山田 FAS は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

山田 FAS が上記の各手法に基づき算定した対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 2,033 円から 2,720 円

DCF 法 : 1,455 円から 3,443 円

市場株価法では、平成 28 年 3 月 25 日を算定基準日として、対象者株式の東証マザーズにおける基準日終値 2,720 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,435 円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,033 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,174 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、2,033 円から 2,720 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者の平成 28 年 3 月期の着地見込及び対象者が作成した対象者の事業計画（平成 29 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までの 5 年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 28 年 3 月期第 4 四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、1,455 円から 3,443 円までと算定しているとのことです。なお、上記 DCF 法による算定の基礎とするために対象者が作成した事業計画には、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれており、具体的には、平成 30 年 3 月期から平成 31 年 3 月期にかけて、現在開発中のパイプラインの開発ステージが進み、対象者負担の開発費が減少すること等の理由により営業利益で 325 百万円の増加が、また、平成 32 年 3 月期から平成 33 年 3 月期にかけて、現在開発中のパイプラインが製造販売承認を取得し、市場への供給が開始されること等の理由により営業利益で 713 百万円の増加及び黒字転換が見込まれているとのことです。

また、対象者が山田 FAS に提出した当該事業計画においては、本公開買付けにより対象者に生じることが期待されるシナジー効果は考慮されていないとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権のうち、第 1 回新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格については、本公開買付価格（3,000 円）と第 1 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価格 1,000 円との差額である 2,000 円に当該新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 100 を乗じて得た金額 200,000 円とされていること、第 2 回新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格については、本公開買付価格（3,000 円）と第 2 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価格 1,888 円との差額である 1,112 円に当該新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 10,593 を乗じて得た金額 11,779,416 円とされていること、第 3 回新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格については、当該新株予約権の権利行使価額（2,500 円）が本公開買付価格（3,000 円）を下回っているものの、当該新株予約権の行使条件として、割当日から行使期間の満了までの間に金融商品取引所における対象者株式の普通取引終値が一度でも 8,000 円を上回る旨が規定されており、かかる行使条件が達成されておらず 1 円とされていること、及び、第 4 回新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格については、当該新株予約権の権利行使価額（3,147 円）が本公開買付価格（3,000 円）を上

回っていることより1円とされていることから、本新株予約権については、第三者算定機関より算定書を取得していないとのことです。

加えて、対象者は、本新株予約権付社債額面 25,000,000 円当たりの買付価格については、本新株予約権付社債の額面金額 25,000,000 円を、転換価額である 1,888 円で除した数 (13,241 株) (1 株未満の端数切捨て) に本公開買付価格 (3,000 円) を乗じた金額である 39,723,000 円とされていることより、本新株予約権付社債については、第三者算定機関より算定書を取得していないとのことです。

## ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所を選定し、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

## ③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、(イ) 対象者のバイオシミラー事業をはじめとするバイオ医薬品事業において培ってきた研究開発における広範な知見及び高度なノウハウ並びに高品質なバイオ医薬品を安定的により廉価に製造するノウハウと、ノーリツ鋼機グループの保有する医療領域における人材・ネットワーク力、M&A 及び M&A 後の事業運営に係るマネジメント力、再生医療や医療データ等を事業領域とする医療子会社、並びに安定的な資金力は、両者の強みを長期的に補完し合うものであること、(ロ) 対象者は様々な製薬企業との協業を通して一つのバイオ製品を事業化していく事業モデルであるため、特定の製薬企業の連結子会社となることは、対象者の事業化モデルの構築・発展を阻害するおそれがあり、この観点からは、むしろノーリツ鋼機グループのような、これまで異業種に取り組んできた企業グループの一員として、特定の製薬企業色を出さずにこれまでの事業展開スタイルを貫くことが、対象者の事業化モデルの強みを最大限に活かす、将来的にも新規バイオ事業を更に成長させるものと考えられること、(ハ) 対象者が今後様々な企業との協業を進めていく上では、対象者自身が上場企業として知名度や信用の向上に努めて優秀な人材の獲得を進めていくだけでなく、既に上場企業としての社会的及び資金的な信用を有し、成長性の高い領域にリソースを再配分するに際して医療領域を戦略的領域として位置づけているノーリツ鋼機の連結子会社となることにより、対象者の経営基盤の長期的な安定感が増すと考えられることから、平成 28 年 3 月 28 日開催の取締役会において、本第三者割当増資及び本公開買付けが対象者の企業価値及び株主価値の最大化につながるものとして妥当と判断するに至ったとのことです。

その結果、上記対象者の企業価値及び株主価値の向上に関する検討、対象者の自主性・機動性の保持に関する意向、本株式価値算定書並びに阿部・井窪・片山法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、平成 28 年 3 月 28 日の対象者の取締役会において議決権を行使した対象者取締役 3 名の全員一致により、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の取締役 (5 名) のうち飯野智氏及び藤澤朋行氏は、ウィズ・ヘルスケアの無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズの役員を兼務しているため、対象者の意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、上記取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の 3 名 (うち社外監査役 2 名) 全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における上記決議について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

## ④ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 28 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様及び本新株予約権付社債の社債権者の皆様に本公開買付けに対

する応募について適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る買付け等の価格の適正性を担保することを意図しております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

上記「I. 本取引及び本資本業務提携について」の「4. 資本業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

### (2) 日程等

#### ① 日程

公開買付者は、(a) 本応募契約におけるウィズ・ヘルスケアの表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であり、ウィズ・ヘルスケアが本応募契約に基づき本公開買付けを開始する日の前日までに履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守していること、(b) 平成28年3月31日開催予定の対象者の臨時株主総会において、発行可能株式総数を4,000,000株から11,500,000株に変更する旨の定款の変更に係る議案が承認可決されていること、(c) 本第三者割当増資が適法かつ有効に発行され、公開買付者がその全てを適法かつ有効に引き受けていること、(d) 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされ、撤回されていないこと、(e) 後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の本公開買付けの撤回等を行うことができる事由が生じていないこと、並びに(f) 法第166条第2項に規定する対象者に係る業務等に関する未公表の重要事実若しくは法第167条第1項に規定する未公表の公開買付け等の実施に関する事実が存在しないこと、又はこれらの事実が存在する場合には、対象者において、本公開買付けの開始日の前日までにこれらを公表していることがすべて充足されていることを前提条件として、平成28年4月15日(金曜日)に本公開買付けを実施する予定であります。

取締役会決議	平成28年3月28日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成28年4月15日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成28年4月15日(金曜日)

#### ② 届出当初の買付け等の期間

平成28年4月15日(金曜日)から平成28年5月30日(月曜日)まで(28営業日)

#### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成28年6月1日(水曜日)までとなります。

### (3) 買付け等の価格

① 対象者株式1株につき金3,000円

② 新株予約権

イ 平成18年11月15日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。) 1個につき金200,000円

ロ 平成25年2月28日開催の対象者取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。) 1個につき金11,779,416円

ハ 平成26年3月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回

- 新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ニ 平成27年8月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第4回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ③ 平成25年2月28日開催の対象者取締役会の決議及び平成25年4月26日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された第1回転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。) 1個(額面25,000,000円)につき金39,723,000円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

##### (イ) 対象者株式

NKR及び公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者を含むノーリツ鋼機グループ及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成28年3月25日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、NKR及び公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、ブルータス・コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

ブルータス・コンサルティングは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 2,033円~2,720円
DCF法	: 2,328円~3,424円

市場株価法では、平成28年3月25日を基準日として、東証マザーズにおける対象者株式の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における単純平均値(それぞれ、2,720円、2,435円、2,033円、2,174円)を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を2,033円から2,720円までと分析しております。

DCF法では、NKR及び公開買付者が作成した平成28年1月から平成38年3月までの期間の対象者の事業計画(平成28年3月期については通期の予想値から第3四半期までの実績値を控除。)における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を2,328円から3,424円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成28年3月期から平成31年3月期にかけては、現在開発中のパイプラインの開発ステージが進み、対象者負担の開発費が減少すること等により、各年度とも対前年度比較において大幅な増益となることを見込んでおります。また、平成33年3月期から平成34年3月期にかけては、現在開発中のパイプラインが製造販売承認を取得し、市場への供給が開始されること等を理由に、大幅な増益となることを見込んでおります。

公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、NKR及び公開買付者において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているウィズ・ヘルスケアとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成28年3月28日付で、本公開買付価格を1株当

たり 3,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日（平成 28 年 3 月 28 日）の前営業日である平成 28 年 3 月 25 日の東証マザーズにおける対象者株式の終値 2,720 円に対して 10.29%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成 28 年 3 月 25 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,435 円に対して 23.20%、平成 28 年 3 月 25 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,033 円に対して 47.57%、平成 28 年 3 月 25 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,174 円に対して 37.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

#### (ロ) 本新株予約権

本新株予約権のうち第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権については、本日現在の各行使価額（第 1 回新株予約権については 1,000 円、第 2 回新株予約権については 1,888 円）が本公開買付価格である 3,000 円を下回っております。そこで、公開買付者は、第 1 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である 3,000 円と第 1 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価格 1,000 円との差額である 2,000 円に当該新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 100 を乗じた金額である 200,000 円と、第 2 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格を、本公開買付価格である 3,000 円と第 2 回新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価格 1,888 円との差額である 1,112 円に当該新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数である 10,593 を乗じた金額である 11,779,416 円と、それぞれ決定いたしました。

第 3 回新株予約権については、本日現在の行使価額（2,500 円）が本公開買付価格（3,000 円）を下回っているものの、当該新株予約権の行使条件として、割当日から行使期間の満了までの間に金融商品取引所における対象者株式の普通取引終値が一度でも 8,000 円を上回る旨が規定されており、かかる行使条件が達成されていないため、また第 4 回新株予約権については、本日現在の行使価額（3,147 円）が本公開買付価格（3,000 円）を上回っているため、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格をそれぞれ 1 円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関の算定書等は取得しておりません。

#### (ハ) 本新株予約権付社債

公開買付者は、本新株予約権付社債の額面金額 25,000,000 円を、本日現在の転換価額である 1,888 円で除した数（13,241 株）（1 株未満の端数切捨て）に本公開買付価格である 3,000 円を乗じた金額である 39,723,000 円を、本新株予約権付社債額面 25,000,000 円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関の算定書等は取得しておりません。

## ② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に至る経緯

### (イ) 対象者株式

NKR 及び公開買付者は、平成 28 年 2 月から対象者に対するデュー・デリジェンスを開始し、その後も、当該デュー・デリジェンスと並行して、対象者との間でシナジーや本公開買付け後の経営方針についての協議を行いました。また、NKR 及び公開買付者は、対象者の筆頭株主であるウィズ・ヘルスケアと平成 28 年 2 月中旬より、ノーリツ鋼機グループによる対象者株式の取得に係る交渉を開始し、対象者において資金需要が生じる時期についての検討の結果、公開買付者が平成 28 年 3 月 28 日付でウィズ・ヘルスケアとの間で本応募契約を締結した上で、同日、本第三者割当増資及び本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯によって本公開買付価格について決定いたしました。

#### (a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者を含むノーリツ鋼

機グループ及び対象者から独立した第三者算定機関として、プルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、プルータス・コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

(b) 当該意見の概要

プルータス・コンサルティングは、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、その結果は、以下のとおりです。

市場株価法 : 2,033 円～2,720 円  
DCF 法 : 2,328 円～3,424 円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、プルータス・コンサルティングから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、NKR 及び公開買付者において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、対象者株式の直近 6 ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているウィズ・ヘルスケアとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成 28 年 3 月 28 日付で、本公開買付価格を 1 株当たり 3,000 円と決定いたしました。

(ロ) 本新株予約権

公開買付者は、上記「①算定の基礎」に記載のとおり、本新株予約権のうち第 1 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格を 200,000 円、第 2 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格を 11,779,416 円、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権 1 個に係る買付け等の価格をそれぞれ 1 円と決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関の算定書等は取得していません。

(ハ) 本新株予約権付社債

公開買付者は、上記「①算定の基礎」に記載のとおり、本新株予約権付社債額面 25,000,000 円当たりの買付け等の価格を 39,723,000 円とすることに決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関の算定書等は取得していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,716,031 株	— 株	— 株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定していませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数 (3,716,031 株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第 16 期第 3 四半期報告書に記載された平成 27 年 12 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数 (2,885,442 株) に、(i) 対象者が平成 27 年 6 月 26 日付で提出した第 15 期有価証券報告書 (以下「対象者第 15 期有価証券報告書」といいます。) に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の第 1 回新株予約権 (440 個、目的となる株式数 44,000 株)、第 2 回新株予約権 (80 個、目的となる株式数 847,440 株) 及び第 3 回新株予約権 (118 個、目的となる株式数 11,800 株) (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 25 日までに行使又は失効した新株予約権 (対象者によれば、第 1 回新株予約権 120 個及び第 2 回新株予約権 24 個とのことです。) を除きます。) の目的となる株式の数 (637,008 株) 並びに対象者が平成 27 年 11 月 12 日付で提出した第 16 期第 2 四半期報告書 (以下「対象者第 16 期第 2 四半期報告書」といいます。) に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の第 4 回新株予約権 (82

個)の目的となる株式の数(8,200株)の合計数(645,208株)、並びに、(ii)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の本新株予約権付社債に係る新株予約権(31個、目的となる株式数410,487株)(平成27年4月1日から平成28年3月25日までに行使又は失効した新株予約権(対象者によれば、17個(目的となる株式数225,106株)とのことです。)を除きます。)の目的である対象者株式の数(185,381株)を加算した株式数です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 公開買付け期間末日までに本新株予約権又は本新株予約権付社債に係る新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,163 個	(買付け等前における株券等所有割合 18.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	510 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.13%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	37,160 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	25,001 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は分子に加算していません。

(注2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、本第三者割当増資により発行される予定の対象者株式の数(816,327株)を加算した株式数(816,327株)に係る議決権数(8,163個)を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第16期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(2,885,442株)に、(i)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の第1回新株予約権(440個、目的となる株式数44,000株)、第2回新株予約権(80個、目的となる株式数847,440株)及び第3回新株予約権(118個、目的となる株式数11,800株)(平成27年4月1日から平成28年3月25日までに行使又は失効した新株予約権(対象者によれば、第1回新株予約権120個及び第2回新株予約権24個とのことです。))を除きます。)の目的となる対象者株式の数(637,008株)並びに対象者第16期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の第4回新株予約権(82個)の目的となる株式の数(8,200株)の合計数(645,208株)、(ii)対象者第15期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(31個、目的となる株式数410,487株)(平成27年4月1日から平成28年3月25日までに行使又は失効した新株予約権(対象者によれば、17個(目的となる株式数225,106株)とのことです。))を除きます。)の目的である対象者株式の数(185,381株)、並びに(iii)本第三者割当増資により発行される予定の対象者株式の数(816,327株)を加算した株式数(4,532,358株)に係る議決権数(45,323個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 11,123 百万円

(注) 買付予定数(3,716,031株)から、公開買付け期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第4回新株予約権(82個)の目的となる対象者株式の数(8,200株)を控除した株式数(3,707,831株)に本公開買付け価格である3,000円を乗じた金額(11,123,493,000円)に、第4回新株予約権の個数(82個)に第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(1円)を乗じた金額(82円)を加算した合計額を記載しております。



## (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### ② 決済の開始日

平成28年6月6日（月曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成28年6月8日（水曜日）となります。

### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります）。

### ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付け代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付け代理人の本店又は全国各支店にご確認ください）。本新株予約権及び本新株予約権付社債については、本新株予約権又は本新株予約権付社債の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合とされており、撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年

大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 28 年 4 月 15 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、本第三者割当増資に加え、本公開買付けを買付予定数の上限を設定せずに行いますが、対象者株式を全て取得し対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。したがって、本第三者割当増資及び本公開買付けの結果、当社が対象者の議決権の過半数を取得する

こととなった場合には、現時点においては、対象者株式を追加取得する予定はありません。また、本第三者割当増資及び本公開買付けの結果、当社が対象者の議決権の過半数を取得することができなかった場合、本公開買付け後に当社が対象者株式を追加取得するかは現時点で未定であり、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者株主による対象者株式の所有状況、資本業務提携の進捗等を踏まえて検討する予定です。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ①本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年3月28日付の対象者の取締役会において議決権を行使した取締役3名の全員一致により、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主、本新株予約権の保有者及び本新株予約権付社債の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「Ⅱ. 本公開買付けについて」の「1. 買付け等の目的等」「(4) 対象者における本公開買付けの公正性等を担保するための措置」「③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

###### ②公開買付者と対象者との間の合意

公開買付者、NKR及び対象者は、平成28年3月28日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は、上記「Ⅰ. 本取引及び資本業務提携について」の「3. 業務提携の内容等」「(1) 業務提携の内容」をご参照ください。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、対象者から、対象者株式816,327株の第三者割当増資を引き受ける予定です。詳細については、上記「Ⅰ. 本取引及び資本業務提携について」の「3. 業務提携の内容等」「(1) 業務提携の内容」をご参照ください。

以 上